



	H26.7.31	
	H26.9.16	
	H26.9.25	

	H27.2.24	() () () ()
--	----------	------------------------------

	未成年者の喫煙防止セミナー	
	未成年者の喫煙防止セミナー	

筋萎縮性 側索硬化症		「筋萎縮性側索硬化症について」 氏		

5 肝炎対策（福岡県肝炎治療特別促進事業）

肝炎ウイルスは肝がんの主な発症原因であるが、肝炎ウイルスを早期に発見し治療に結びつけることで予防することができる。インターフェロン治療はB型及びC型肝炎ウイルス、また、核酸アナログ製剤治療は、B型肝炎ウイルスの有効な治療方法である。しかし、インターフェロン治療は月額の治療費が高額であり、核酸アナログ製剤治療は長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となるため、早期治療の推進の妨げになり重要な課題となっている。

このため、福岡県では平成20年4月1日から、B型及びC型肝炎ウイルスに感染し、インターフェロン治療を受ける予定の者（又は治療中の者）に対し、インターフェロン治療に係る医療費の一部を助成する制度を実施している。また、平成21年4月1日からは、受給者証の有効期間延長申請（6か月）や自己負担限度額認定区分に係る「世帯」の例外的取扱いを実施している。さらに、平成22年4月1日からは、肝炎インターフェロン治療の2回目の制度利用、B型肝炎ウイルスに感染し核酸アナログ製剤治療を受ける予定の者（又は治療中の者）に対しては、核酸アナログ製剤治療に係る医療費の一部を助成する制度が開始された。あわせて自己負担限度額の基準も変更になり、一部、自己負担限度額（月額）が軽減された。C型肝炎については、平成26年2月からシメプレビルを含む3剤併用療法が制度化された。平成26年9月からは、インターフェロンフリー療法が助成対象となり、また平成26年9月からテラプレビルを含む3剤併用療法がウイルス型のセログループ2も助成対象となり、平成26年12月からバニプレビル3剤療法も助成対象となり、申請数は増加している。

肝炎インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療受給者証交付者数

	平成25年度					平成26年度				
	インターフェロン、インターフェロンフリー			アナログ		インターフェロン、インターフェロンフリー			アナログ	
	総数	内訳		新規	更新	総数	内訳		新規	更新
柳川市	45	新規（3剤以外）	9	9	18	49	新規（3剤以外）	10	9	51
		3剤併用	26				3剤併用	16		
		延長	1				延長	0		
		2回目	0				2回目	0		
		インターフェロンフリー	9				インターフェロンフリー	23		
みやま市	16	新規（3剤以外）	2	7	13	30	新規（3剤以外）	3	5	25
		3剤併用	11				3剤併用	10		
		延長	1				延長	2		
		2回目	0				2回目	0		
		インターフェロンフリー	2				インターフェロンフリー	15		
大川市	24	新規（3剤以外）	4	4	10	34	新規（3剤以外）	6	3	19
		3剤併用	13				3剤併用	10		
		延長	1				延長	1		
		2回目	2				2回目	0		
		インターフェロンフリー	4				インターフェロンフリー	17		
大木町	5	新規（3剤以外）	0	1	3	14	新規（3剤以外）	0	2	10
		3剤併用	5				3剤併用	7		
		延長	0				延長	0		
		2回目	0				2回目	0		
		インターフェロンフリー	0				インターフェロンフリー	7		

	平成25年度					平成26年度				
	インターフェロン、インターフェロンフリー			アナログ		インターフェロン、インターフェロンフリー			アナログ	
	総数	内訳		新規	更新	総数	内訳		新規	更新
筑後市	18	新規(3剤以外)	3	3	13	33	新規(3剤以外)	3	4	38
		3剤併用	12				3剤併用	10		
		延長	0				延長	0		
		2回目	0				2回目	0		
		インターフェロンフリー	3				インターフェロンフリー	20		
八女市	17	新規(3剤以外)	5	4	10	43	新規(3剤以外)	1	3	30
		3剤併用	10				3剤併用	8		
		延長	0				延長	0		
		2回目	1				2回目	0		
		インターフェロンフリー	1				インターフェロンフリー	34		
広川町	5	新規(3剤以外)	0	0	2	15	新規(3剤以外)	1	1	5
		3剤併用	4				3剤併用	2		
		延長	0				延長	0		
		2回目	0				2回目	0		
		インターフェロンフリー	1				インターフェロンフリー	12		
計	130	新規(3剤以外)	23	28	69	218	新規(3剤以外)	24	27	178
		3剤併用	81				3剤併用	63		
		延長	3				延長	3		
		2回目	3				2回目	0		
		インターフェロンフリー	20				インターフェロンフリー	128		

6 歯科保健

(1) 地域保健関係職員等歯科保健研修

施設（居住系施設含む）や市町職員等の歯科口腔保健への関心を高め、高齢者の歯科口腔の健康及びQOLの保持増進を図ることを目的に、日々のケアの中で実施できる口腔リハビリ等について実技演習を行うもの。

(2) 特殊歯科保健医療推進事業

在宅療養中の心身障害者（児）に対して歯科健診を行うことで、適切な治療や保健指導に結びつけ、口腔健康管理の充実を図ることを目的とする。

日 時	場 所	内 容	受診者数	要治療者数
平成 26 年 8 月 29 日	柳川総合庁舎 2 階 第 3 会議 室・大会議室	○ 難病医療相談事業「パーキン ソン病」		

二		
二		年
		公
		南 布画
		南 年
	州 州	年
	公	二 二
	合	州 州
	布画	二 州画 二
	州 州 医	南

	州画		州画
	公 布	医南	公 布
	医		医

9 母子保健

(1) 養育医療給付申請

平成25年度からの権限移譲により申請窓口は市町に移ったが、市町の業務の円滑化を図るため、適宜電話等による問合せに対応していった。

(2) 乳幼児発達診査事業

出生等の状況から心身の正常な発達に関して諸問題を有している児や、乳幼児健診及び家庭訪問等で精神運動発達面及び言語発達面において障害を残すおそれのある乳幼児に対して、市町や医療機関との連携のもとに実施した。

		本庁舎	八女分庁舎	計
実施回数		6	6	12
受診者数	実人員	11	10	21
	延人員	14	17	31

(3) 未熟児等訪問指導事業

産後の母親のメンタルヘルス支援として、未熟児や新生児訪問時に、「育児支援チェックリスト」、「エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）」、「赤ちゃんへの気持ち質問票」を活用し、産後うつ病の早期発見に努め、育児不安の軽減、虐待の発生予防に重点を置き、市町と協力しながら訪問を行なっている。

訪問件数	妊産婦		未熟児		新生児		乳児		幼児	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
家庭訪問	4	4	2	2	0	0	1	1	1	1
病院訪問	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 身体障害児及び慢性疾患児に対するトータルケア事業

今年度は、子育てに関わる関係者を対象に、発達障害児の理解を深めることを目的に講演会を実施した。

実施日 (実施場所)	講師	内容	参加数
H27.1.23 (柳川総合庁舎)	西九州大学非常勤講師 臨床心理士 吉村 春生 氏	講話 「発達支援を必要とする子どもの関わり ～不安感を安心感に変えるために～」	50

(5) 不妊治療等支援事業

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対して費用の一部を助成。平成16年度から事業が開始され、平成23年度から1年度目は年3回まで、2年度目以降2回を限度で通算5年度（通算10回まで）申請ができることとなった。

平成26年度からは新規で助成を受ける方のうち、初回助成に係る治療の開始日の妻の年齢が40歳未満の場合は、通算助成回数を6回とし、年間回数及び通算助成期間（通算助成年度）の制限が廃止された。

不妊治療費助成申請件数

年 度	1回目	2回目	3回目	4回目	計
25	132	62	15	0	209
26	131	59	9	2	201

(6) ハイリスク妊産婦支援事業

妊娠期からリスクのある母親を把握し、産後うつ病を含めた育児等の不安軽減を図ることと、関係者の資質向上のために研修会を開催することで、関係機関と連携しながら虐待を未然に防止することを目的としている。

今年度は、妊娠期からのケア・サポート事業の一つとして、市町及び産科医療機関と情報交換や事例検討を行うなど、ハイリスク妊産婦支援ケース事例検討会を4回開催した。

また、子育て支援グループ教室は、未熟児で生まれた子どもの保護者を講師に迎え、未熟児訪問指導に関わる市町及び産科医療機関の関係者を対象に研修会を実施した。

実施日 (実施場所)	講 師	内 容	参 加 数
H26.9.24 (柳川総合庁舎)	Nっ子クラブカンガルーの親子 代表 登山 万佐子 氏 Nっ子クラブカンガルーの親子に参加されている保護者 鶴 亜矢子 氏	講話 「生まれてきてくれてありがとう 生きてくれてありがとう ～452g で生まれた娘とカンガルーの親子の仲間たちとの7年間～」	12

(7) 生涯を通じた女性の健康支援事業

女性は、妊娠・出産の仕組みが備わっており、そのライフステージにおいて女性特有の様々な支障や心身にわたる悩みを抱えていることが多いため、気軽に相談できるような相談体制を確立することで、生涯を通じた女性の健康保持を図るものである。

今年度は不妊治療中の女性を対象に、知識の普及と治療に伴う不安と悩みの軽減を図るための研修会を実施した。

実施日 (実施場所)	講 師	内 容	参加数
H27.3.24 (柳川総合庁舎)	助産師 不妊看護認定看護師 加来 久美 氏	講話 「不妊治療とのつきあい方～焦ったり落ち込んだりいらしなないために～」	7

<精神保健係>

保健福祉環境事務所は地域精神保健福祉業務の中心的な行政機関として、精神保健福祉センター・市町村・医療機関・社会福祉関係機関・社会復帰施設等を含めた地域社会との緊密な連絡協調のもとに、精神障害者の早期治療の促進及び精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持向上を図るための諸活動を行っている。

1 精神医療対策

(1) 措置入院及び医療保護入院

措置入院についての申請、通報等の受理から入院の決定までの事務及び措置入院や医療保護入院についての届出や定期病状報告受付等の業務を行っている。平成21年度からは、従来、本庁健康増進課が行っていた大牟田市の措置入院の事務等も当所で行っている。

措置入院の解除は、指定病院管理者より「措置入院の症状消退届」が提出された後、内容を審査のうえ、病院関係者及び措置入院者本人に対する聞き取りを行っている（解除面接）。解除面接をした件数は、23件である。

(2) 申請・通報・届出等に関する対応

(3) 精神科救急医療システム

夜間の午後5時～翌日午前9時までと、休日の昼間の午前9時から午後5時までに精神疾患のために救急医療を必要とする者に対し、迅速かつ適切な医療及び保護を行うために、本人、家族面接による事前調査、措置診察、移送等を実施している。23条の通報では、夜間及び休日に対応することも多く、措置診察を要すると判断し同システムで対応した件数は20件であった。

(4) 精神病院の实地指導

精神障害者の人権に配慮した適正な精神医療を確保し、精神障害者の社会復帰・社会参加を促進する観点から、毎年管内4か所の精神科病院に対し実施している。

(5) 措置入院及び医療保護入院者の現地診察

措置入院者及び医療保護入院者等について、当該病院において知事が指定する現地診察医の直接診察に立ち会い、入院患者の病状を把握するとともに、入院継続の要否及び措置入院者の措置解除等についての事務を行っている。

2 社会復帰対策

(1) 精神障害者地域支援事業

医療、福祉、行政等の関係機関が連携して精神障害者に対する充実した支援体制を構築すること及び地域で安定した生活を希望する精神障害者への障害福祉サービスの提供等を関係機関が協力して行うことにより、精神障害者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援を行うことを目的に平成21年度から実施している。

平成25年度から医療機関と相談支援事業所及び市町村等が、入院中から連携し関わることで、精神障害者の地域移行及び地域定着支援の推進を目指し、地域移行支援の仕組みをシステム化するためにワーキンググループを開催しており、会議や研修の運営についての協議も併せて行った。措置入院患者等の退院支援を中心とした個別支援会議に関係者の参加を促し、事例を通じて相互理解を深め、役割を確認するなど、支援体制づくりにつながる取組を行っている。

平成26年度は、精神障害者地域支援事業関係機関会議を2回開催し、その中で事例検討や意見交換を行いながら各市町、相談支援事業所、医療機関等、関係機関の連携を図った。

また、精神障害者の支援者を対象にした研修会を1回開催し、精神障害者の地域移行・地域定着支援における課題等について協議をし、理解を深めることができた。

(2) 精神保健職親制度社会適応訓練

社会復帰対策の一つとして、精神障害者を一定期間、事業経営者である職親に委託（委託期間は6か月間とし、更新は3年を超えない範囲とする）し、社会復帰適応訓練を行っている。
平成27年3月末現在、管内登録23事業所のうち3事業所で4名が訓練している。

3 地域精神保健福祉対策

(1) 精神保健福祉相談事業（心の健康相談）

一般の精神疾患、アルコールや薬物依存、認知症、思春期等で悩みのある方やその家族等を対象に定例相談日を設けて専門医による精神保健福祉相談を実施している。

また、定例相談日に来所できない方には保健師が面接や電話で随時、相談に応じている。

※ 定例相談日

- (本庁舎) 第1. 2. 3. 5木曜日 13:00～15:00
- (分庁舎) 毎週月曜日 14:30～16:00
- (大木町保健センター) 第2水曜日 14:00～15:30
- (大川市保健センター) 第4水曜日 14:00～15:30

(4) 普及啓発事業等

ア 地域住民交流・ふれあい事業

精神障害者に対する偏見をなくし精神障害の有無を問わず、互いに助け合える住み良い地域づくりをめざして、管内の船小屋病院が地域活動支援センターと共催でのコンサート活動を支援している。

期日：平成26年11月19日(水) 対象：一般住民、関係機関利用者、職員等

場所：まいピア高田 内容：「地域とのふれあいコンサート」

イ 思春期精神保健講演会

思春期の時期は精神面で不安定であり、学校や地域で「生きづらい」と感じながら一人で悩みを抱え、周囲の大人たちも対応の仕方に苦悩している状況も多い。

当所では平成22年年度より年に1回、思春期の精神保健、心理について学び、子供たちが健全に育ち、学校や地域で健康に過ごすための講演会を実施している。

(5) 精神障害者家族会支援

管内は、みやま市・柳川市精神障害者地域家族会「友和会」、八女地域精神障害者家族会「のぞみ会」の2団体があり、総会や研修会等、随時支援している。

4 自殺対策

平成24年、25年の全国の自殺者数は3万人を下回ったが、雇用環境の悪化等を背景に若年者層の自殺者は以前高い状況が続いている。

平成18年10月「自殺対策基本法」が制定され、平成19年6月「自殺総合対策大綱」が定められた。平成24年8月には大綱の見直しを行い、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定され、今後も継続した取組が必要である。

自殺は関連する要因が複雑であり、その予防は多くの領域が関連した活動が必要である。その中でも精神保健福祉の担う役割は重要である。自殺者の多くは自殺の直前にうつ病等の精神疾患に罹患しており、相談、支援体制の整備やうつ病などの早期発見、早期治療により予防が可能と言われることから、当所でも相談体制の充実、自殺予防の講演会等の普及啓発事業を展開している。特に、自殺予防の取組は、こころの健康づくりの一環として働く世代への働きかけも重要であり、うつ病対策やアルコール問題への対応など健康づくりとしての普及啓発も必要である。

(1) 関係機関との連携

(2) 普及啓発

(3) 人材育成

ア ゲートキーパー養成研修会(保健師講話)

イ ゲートキーパーフォローアップ研修

(4)ハイリスク者への対策

5 アルコール依存症対策事業

アルコール依存症は本県で約3万2千人、専門医療機関への受診率は約2%と推計されている。また、飲酒運転による事故件数は、全国的に高い水準で推移しており、検挙者の中にはアルコール依存症が疑われる者が多数いるといわれている。そこで、平成24年度からはアルコール依存症対策事業として、アルコール関連問題についての普及啓発と断酒会等の自助グループを中心に断酒継続のための支援を行っている。

(1) アルコール依存症に関する普及啓発

(3) 断酒継続支援の強化

自助グループ（断酒会）との情報交換や例会参加により現状の把握を行い、連携強化を図る。当事者及び家族等を自助グループへつなぎ、断酒継続を支援する。

ア 断酒会等自助グループとの情報交換（平成26年5月～11月）

イ 自助グループ（断酒会）との連携強化（平成26年9月～10月例会参加）

6 自立支援医療費及び精神障害者保健福祉手帳の利用状況

(1) 自立支援医療費（精神通院）

障害者自立支援法に基づき、精神障害者が病院等で入院しないで行われる医療を受ける場合に必要な費用の9割を公費負担する制度。申請窓口は市町村。福岡県精神保健福祉センターで判定・交付事務を実施している。支給認定期間は約1年。

自立支援医療（精神通院医療）申請者実数 平成26年度

柳川市	八女市	筑後市	大川市	みやま市	大木町	広川町	合計
887	961	687	429	533	181	278	3,956

管内 自立支援医療（精神通院） 疾患別状況

診断カテゴリー	症状性を含む器質性精神障害	精神及び行動の障害	精神作用物質使用による障害及び妄想性障害	統合失調症、統合失調症型障害	気分障害	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	成人の人格及び行動の障害	精神遅滞	心理的発達の障害	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	てんかん	分類不明	計
H25年度	97	91	1,409	1,397	225	9	11	42	62	49	344	7	3,743	
H26年度	116	93	1,440	1,497	241	7	9	38	86	64	355	10	3,956	

(2) 精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあることを証する手段となることにより、手帳を受けた者に対する各種の支援策を促進し、精神障害者の社会復帰、社会参加の促進を図ることを目的としている。手続きは自立支援医療費と同様。有効期間は、約2年。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成26年度

	柳川市	八女市	筑後市	大川市	みやま市	大木町	広川町	合 計
1級	40	40	18	23	26	8	12	167
2級	272	302	174	120	151	45	77	1,141
3級	76	50	45	26	35	12	18	262
計	388	392	237	169	212	65	107	1,570

7 精神障害者地域定着推進事業及び精神障害者訪問指導体制強化事業

平成25年度（平成25年9月から実施）から、精神障害者が地域で継続して生活できるよう訪問指導体制を強化し早期に適切な支援につなぐこと及び精神障害者の地域生活を見守る体制を構築することを目的に実施している。

(1) 精神障害者地域定着推進事業

回復可能であるが再発しやすいなどの精神障害（統合失調症）の特性から、退院後の精神障害者の地域生活を見守る体制の充実が必要であるため、病状悪化時に関係機関と連携し、早期に医療機関につなぐための仕組みを構築する。

(2) 精神障害者訪問指導体制強化事業

精神障害者が継続して地域で生活できるよう、保健福祉（環境）事務所における訪問指導体制を強化し、早期に適切な支援につなぐ事業である。

平成26年度は、対象者を選定し調整を行ったが、対象者や家族への了解が得られない等の理由で実施に至らなかった。